

中央大学と横山源之助（下）

立花 雄一

大学史に
英吉利法律学校と横山源之助
英吉利法律学校——東京法学院
初期『法学新報』（以上、前号）
七顛八起楼主人（本号）

七顛八起楼主人

横山源之助の名は高等学校日本史のどの教科書にも載るようになっている。今や、近代成立期すなわち明治史は横山源之助の名を無視しては通れなくなっているのである。

にもかかわらず、横山源之助の業績や足跡については、遺憾ながらいまだ不分明な点が多い。いまから究明しようとする問題も、前述した、中央大学の前身校卒業云々に劣らず、厄介で、不明な問題をかかえている。したがって、研究という筋道からすれば、そのような曖昧、不分明なものまでも公表すること自体に問題があるのかもしれない。しかしながら、後に続く研究者が必ずや解明してくれる日のあることを信じ、問題提起の意味でも、以下にそれを書き記しておこう。恥を曝すにひとしいのだが。

それはなにかというと、明治二十四（一八九一）年四月に創刊された、伝統ある、中央大学の機関雑誌『法学新報』に、集中したある時期、横山源之助のものではないかと思われる作品が数点見受けられることである。七顛八起楼主人の署名による。この『法学新報』誌上に見当たる、七顛八起楼主人とは誰か。

横山源之助は、そのころ、時に応じて、実に多くの筆名を用いた作家であるが、七顛八起楼主人もその一つである。他に、作家、学者等に、七顛八起楼主人のペン・ネームを用いたものがあったか否か、寡聞にして私は知らない。とすると、『法学新報』誌上の、七顛八起楼主人は横山源之助であるか。もし、それが横山源之助であるとすれば、いかなることになるか。なによりも、公的には中央大学の卒業生ではない——院友ではない者が、院友の共有財産である学内誌に寄稿することは、普通ならばありえない。それなら、やはり『法学新報』誌上の七顛八起楼主人は別人か。

これらの肯定、否定、いずれの問題にも惑うのであるが、ともあれ、論を前へ進めよう。

まず初めに、『法学新報』誌上に見出される、七顛八起楼主人作を列記する。

「やつあたり草紙」七顛八起楼主人『法学新報』第九十三号明治三十一年十二月二十七日

「とりませ草」七顛八起楼主人同第九十五号同三十二年二月二十六日

「つみ菜籠」七顛八起楼主人同第九十七号同三十二年四月二十四日

「雑説四則」七顛八起楼主人同第九十九号同三十二年六月二十九日

「悪たれ草紙」七顛八起楼主人同百十号同三十三年五月三十一日

これに対するに、他誌上にある、横山源之助の七顛八起楼主人署名の作品はつぎのとおりである。

「時事慢言」七顛八起楼主人『労働世界』第三十号明治三十二年二月十五日

「社会雑俎」七顛八起楼主人『天地人』第十八号同三十二年六月二日

「社会雑俎」七顛八起楼主人『天地人』第十九号同三十二年七月二日

「社会雑俎」七顛八起楼主人『天地人』第二十号同三十二年八月二日

「従来の職人諸君に望む」他三題、七顛八起楼『労働世界』第七十五号同三十四年四月三日

「快男児の快事業」七顛八起楼主人『商業界』第五卷第五号同三十九年五月一日

「快男児中村直吉（世界無銭旅行者）」七顛八起楼主人『商業界』第六卷第一号同三十九年七月一日
こう、両者のリストを列べてみると、幾つかのことに気が付く。

一つは、七顛八起楼主人という筆名は、『法学新報』誌上で、初めて遣われていることである。さらに一つは、七顛八起楼主人という筆名の傾向は横山源之助の他の筆名——天涯茫茫生、夢蝶、無腸、漂天痴童、彷徨子等と同類であることである。また一つは、七顛八起楼主人の筆名が、ほとんど同時期に他誌にも重なり合っていることだ。ということは、七顛八起楼主人の筆名を用いた人物は同一人物である可能性がきわめて高いということになる。別人の誰かであるというのは余りにも偶然に過ぎるであろう。さらにまた一つは、『法学新報』誌上と、『労働世界』、『天地人』誌上で、七顛八起楼主人の筆名使用が重なり合う時期——明治三十一（一八九八）年から同三十四（一九〇一）年は、横山源之助の生涯にとって、『日本の下層社会』『内地雑居後の日本』（ともに明治三十二年）を書き上げるなどした、絶頂期とっていいときであったことだ。すなわち、いま数えあげた諸点は、すべて横山源之助を指してあまりあるようにおもわれる。だがしかし、やはり私には、まだ『法学新報』誌上の七顛八起楼主人即横山源之助とは断定する勇気が持てない。

その理由はしばらく脇におき、いま挙げた問題について、大雑把に一瞥しておく。

横山源之助が、中央大学の前身である英吉利法律学校・東京法学院時代、代言人・弁護士試験時代、放浪時代を経て、島田三郎が経営する『毎日新聞』（今の『毎日』とは別）の記者となったのは、明治二十七（一八九四）年十二月、日清戦争下である。そのとき、横山源之助は、戦争時下にあつてさまざまな影響を蒙っている社会最末端のひとびとの暮らしを、「戦争と地方労役者」という非戦的色彩の濃い連載ルポルタージュに書くことによって、初舞台を飾った。そして労働運動が生れる明治三十（一八九七）年頃までに、関東の群馬・栃木県下、北陸の富山・石川県下、阪神地方にあいついで長駆し、「機業地の側面」「地方の下層社会」「大坂工場めぐり」等の大作を発表し、わが国の産業革命下の労働事情を広範に明らかにしたことによって、社会・労働問題研究家として並ぶものがない位置に立つ。そしてあたかもそのときに開幕する労働運動に、高野房太郎、片山潜らと手をつなぎあつてかかわって行き、なおも横山源之助の活躍は続いて行くのである。そのよう

なとき、東京法学院時代の友人か知人で、『法学新報』に関係する者がいて、時の人として、名をなしつつある横山源之助に、院友、もしくは準院友として、『法学新報』への寄稿をもとめてきたとしても不思議ではない。

とするなら、おもいよらぬ、母校からの寄稿依頼をうけたことは、本人にとっておおきな衝撃であったにちがいない。想えば、すべての紆余はそこから始まったとっていいのである。弁護士になることを希い、英吉利法律学校・東京法学院に学んだのである。ところが、卒業試験、代言人試験、弁護士試験と幾度も躓き、放浪生活に入り、新聞記者に転身し、曲折し、起伏し、七顛び、八起きして、ついに今日に到ったわが身をかえりみずにはいられなかったはずである。かくして、感慨深く、七顛八起楼主人の筆名を想いつく。とすれば、その筆名が、どの誌上においてよりも、はじめに『法学新報』誌上に遣われた理由が納得できるであろう。しかも、破門にもひとしい疎遠を感じていた母校からあった、思いもしない原稿依頼は和解に似て、それゆえに多忙をきわめる合間を縫って、以後五篇の作品が七顛八起楼主人の名で、『法学新報』のために寄稿される。このように、七顛八起楼主人という筆名は、母校の機関誌『法学新報』とかさねあわせたときにこそ、必然性がうまれてくる。

ところで、七顛八起楼主人の名が最初にあらわれるのは、『法学新報』第九十三号明治三十一年十二月二十七日であるが、実は、このときは、横山源之助が畢生の大作『日本の下層社会』をこの年の九月から書き始め、この十二月下旬に丁度すべて書き終ったときであった（同書「例言」）。

ついで、七顛八起楼主人の筆名が遣われるのは、第一作目から二カ月後にあたる、『労働世界』第三十号同三十二年二月十五日の時評「時事慢言」においてである。開幕期労働運動の中央機関誌的役割をはたしていた『労働世界』と横山源之助との関係は、当初からただならぬものがあって、明治三十（一八九七）年十二月一日創刊号以来、横山源之助は同誌上最多の寄稿家であったから、ここで突然に、七顛八起楼主人の筆名が同誌上に現れたとすれば、それを遣う理由はとくに見出せないから、むしろ奇異であったとっていい。つまり、七顛八起楼主人の筆名は、さきに『法学新報』誌上で遣われていたからこそ、横山源之助が当時筆を執っていた主要雑誌である『労働世界』、『天地人』に順次遣われたものでなければならない。

また、七顛八起の院友が多い、東京法学院——その学内誌『法学新報』に寄稿するときにかぎり、筆名を七顛八起楼主人の一本にかぎったわけも腑に落ちてくる。

このようにしてみると、『法学新報』誌上に現われる七顛八起楼主人は、『労働世界』、『天地人』誌上の七顛八起楼主人と同一人物——すなわち横山源之助である可能性はきわめて高いとみなければならない。

もうすこし論を前へすすめる。

横山源之助が、産業革命を遂行しつつあった、「日本のマンチェスター」大阪等、地方三大調査を成し遂げて、帰京。その成果を提げて、明治三十（一八九七）年労働運動の開幕に参加する。そして、運動渦中に生きつつ、いよいよわが国の労働者状態の全貌を審らかにする『日本の下層社会』を書き上げ、それを出版したのが、明治三十二（一八九九）年四月。その翌月の五月、『労働世界』の発行所であり、片山潜が経営した労働新聞社から、労働運動の将来や労働問題の解決やについて、労働者向きに詳説した『内地雑居後の日本』を社会叢書第一巻として刊行。このときを狙ったかの

ように、横山源之助の許に、母校の機関誌から寄稿依頼がとびこんでくる。かくして、代表作『日本の下層社会』『内地雑居後の日本』が書かれた、絶頂期明治三十二年を中に、三十一～三十三（一八九八～一九〇〇）年の、一年半の間に五篇の作品を『法学新報』に寄稿する。この七顛八起楼主人の登場と去り様はまた絶妙である。

すなわち、七顛八起楼主人の名が、『法学新報』誌上に最初に現れたのが、明治三十一（一八九八）年十二月。第二回目が翌三十二（一八九九）年二月。第三回目が四月。第四回目が六月。この四回目までが隔月に現われ、最後の第五回目が、それから十一カ月後の、翌三十三（一九〇〇）年五月である。最終稿前の十一カ月に及ぶ休筆期間は、横山源之助が、この間に、毎日新聞社退職、一時労働運動から身を引き、富山県魚津町に隠栖、ついで、農商務省の行う『職事情』調査に再起する。即ち明治三十二（一八九九）年夏～翌三十三年春の、横山源之助の激変期に対応している。このように、不思議なほどに、『法学新報』誌上の七顛八起楼主人の名は、横山源之助の失意—絶頂—隠栖—再起の転変と軌を一にしているのである。そして『法学新報』との関係は、明治三十三（一九〇〇）年五月をもって終るが、七顛八起楼主人の名は、もう一度、明治三十四（一九〇一）年四月三日第七十五号『労働世界』誌上に現れる。それは『職事情』（明治三十六年農商務省刊）調査を終了して、ふたたび労働運動の戦線に復帰し、「従来の職人諸君に望む」「人力車夫」「労働者諸君！同盟団結せよ」「我邦の労働運動」の四題を書いたときであった。このときこそ、横山源之助はまさしく七顛八起楼主人であった⁽⁷⁾。

さて、それなら肝心の作品がどうであったか。簡単にでも見ておかねばならぬ。

明治三十一（一八九八）年十二月から同三十三年五月の一年半の間、『法学新報』誌上にある、七顛八起楼主人の作品五篇はいずれも法曹界にかかわる、自由奔放に筆を走らせた、実に読みごたえのあるエッセイ——随筆である。その筆者七顛八起楼主人とは誰であったか。そこには、登龍門をくぐりえなかった者の抑え難い悲哀と憤懣が奔出しているようだ。筆者が誰であったにせよ、それは容易ならぬ、慧眼の士の筆であることだけは否定できない。

まず、第一作「やつあたり草紙」の、小題を拾えば、「(一) 当世法律家の迷想」「(二) 法曹社会に於ける一種の骨董品」「(三) 試験委員民選論」「(四) 応試者の心情」「(五) 「イエリング」と「ポーシール」」「(六) 刑法新論著者の造詣」「(七) 生ける六法全書」「(八) 試験亡国」とある。そして、いう。「医者の医者臭き、坊頭の坊頭臭き随分鼻持のならぬ者也。されども法律家の法律臭きも余り甘心された者にあらず」からはじまる、(一)の冒頭から辛辣である。たとえば、「試験といふことも随分ウルサイ者也。イヤな者也。或る意味に於ては、またこわひ者也。され共此のウルサイ、此のイヤな、此のこわひ関門を通過するにあらされは或る誉を受くること能はずとは、応試者なるもの、境遇も頗る厄介千万と謂ふ可し。酔狂ながら試験期に於ける法学者の心情を穿ち見は、まづこんなものかとも想像せらる。『我恋は細谷川の丸木橋渡れはこわしわたらねは恋しひお方に

(7) 七顛八起楼主人の筆名は、後に明治三十九年『商業界』誌上で、「快男児の快事業」（第五卷第五号五月一日）と「快男児中村直吉（世界無銭旅行者）」（第六卷第一号七月一日）の二題に遣われているが、これは五年も経ってからの再使用であり、人物批評上、遣われた意味も違っている。

あわれやせぬ。」(「(四) 応募者の心情」), あるいは「試験といふ制度は決して天下の人材を得可き道にあらず、寧ろ青年有為の士をして墮落せしむる悪制度也。数百年来施行し来れる支那の科举法は如何に青年の気魄を消耗せしめたるかを看よ。又目下都下に遊学する数万の法学生に徴せ、其無気力、無能力なる殆んど天下の大事を語る者あらざる也。気矯粗笨の語なるか如くなれ共、試験なる者は畢竟亡国の悪制度也。」(「(八) 試験亡国」) とあるのは、どうか。さらにまた、試験登第者を「人意を解する鸚鵡、飯喰ふ蓄音機、呼吸する六法全書」(「(七) 生ける六法全書」) などと、痛烈に評した文章などもある。

このように、第一作は落第者——横山源之助の恨み、辛みが一挙にほとぼしりでたようなエッセイである。

第二作「とりませ草」は、「(一) 盛者必滅」以下、十五題に分れた、一口随筆である。ここでも、試験落第者にちがいない男の毒舌が続く。二、三のみを垣間見る。五題目に、「稚翠花井兄に与ふ」と題して、こう、ある。「海舟勝伯嘗て句あり、／咲くや梅枝は天下に十文字／と。弁護士として君、代議士として君、真個われは斯の如きものあるを見る焉。」と。

また、十題目「男は気でもつ、膾は酢でもつ」に、こういう。

「彦左お気に入りの出入人一心太助なるもの、其右腕に『男は気でもつ膾は酢でもつ』と入墨せりと聞けり。気概、気魄なるものは雀の涙ほども有せず当今の法曹社会、われは此の一賤夫が扱びたる警句を以て、切に渠等の皮下注射剤たらしめたく思ふ也」と。

そういえば、この第二作が『法学新報』に載せられた、明治三十二(一八九九)年二月二十六日は、あたかも横山源之助が、労働者向けに『内地雑居後の日本』を書き終えんとしていた頃合であり、その最終節を「大いに勇肌を養ふべし」の一節で飾り、「義を見て辞せざる勇氣、難を聞いて赴く徳義心、即ち武士氣質を職人の上にはあらはせる男気をいふなり、之を職人の品格なりとするも可なり、職人の道徳なりといふも不可なし」と、語に語を重ねるように、熱っぽく労働者に勇み肌を養うべきを高唱していたことを想起する。

そして、第十三題は「わが風流」と題して、「武骨一偏と笑ひ給ふな、七顛八起生にもなほ風流気はある也。」といい、以下の五句を載せている。

紅梅や何処やら新内なかし行
何処を脈通ふて咲くや臥龍梅
世を忍ふ浪士朗詠謡ふ春の月
来いんと秃いふ霄の臙づき
雪解やかけひをわたる水に月

これらの発句は四角四面の法曹界への当て擦りである。すでに第二作目で、この余裕がある。横山源之助が弁護士試験勉強中に、二葉亭四迷、嵯峨の屋お室、幸田露伴ら、文学者と交わったことは有名な話だ。そのために、試験に落ちたともいえる。さて、

第三作「つみ菜籠」でも、毒舌は続く。

その一節にいう。「他所ではヒヨコヒヨコ頭を下げ、家に帰れば傲然して妻子に臨み、弱いもの苛めに頻りに家長権を振りまわすは帮間や落語家の状態なりといふ、日本帝国の政府には決してこんな下劣の行為はない、故に予審制度の革新の如きも、やがて外国人の故障に周章狼狽してトン

チンカンの法規を造るが如^{ごと}きは断じてない……保証する」と。

さらに、また「七顛八起楼生は例の風流を披露申す」といって、第二作と同様、つぎのような句を掲げている。

おほろ夜や飼犬吠る枝折垣
 朧夜^(けいせい)や傾城欄^{より}に倚^{より}あざらく
 鳥追の笠ぬがせたり花の宴
 花の山小便^{など}此処^{など}杯書^{など}てある
 はな散るや江堤十里雨斜め

そして「風流も長すぎでは興薄し、こゝらは読者をして「惜しいこと」(!)と叫ばしむる所ならむ」と、終わっているところなど、憎たらしい手際である。末尾に「(四月十日稿)」とある。この『法学新報』第九十七号の発行が四月二十四日。『日本の下層社会』の出版日が四月三十日。ある仕事を成し遂げた者の余裕であろうか。

続く、第四作「雑説四則」は同年六月二十九日の誌上。「法律家と「ヒュマニチー」「昔の武士一対一今の紳士」「弁護士^の境遇、位置」「貧瘦博士^のもうろく」の四題。「昔の武士一対一今の紳士」の一節に、こうある。

「昔の士人は法律といふもの、お世話になることを一種の恥辱と心得て居たやうだ。故に「刀の手前」「武士の一分」など、いふ観念が甚く強勢で、一挙手といへども、一投足といへども、常に此の観念が標準となつて居たのである。こんな塩梅であつたから法律といふやつもじや、実は保護の実蹟を挙ぐることができなかつたのであつた。」「それに引換へ今の紳士はどうであるか、芸者の膝にもたれながら、待合の奥坐敷に^(ふざけ)巫山戯ながら、法律の保護をうけて居る。一層^の憐憫な紳士は法律の保護をうけながら生馬の目を抜いて居るやうだ。……」

また、「貧瘦博士^のもうろく」にいう。その冒頭「博士といふ先生方を色分けするとなかなか種類が多いといふことである。喇叭博士といふのもあれば、おなさけ博士といふのもあり、それかと思ふとまた天狗博士、涙博士など不思議な如何さま物もあるといふことであるが、……」などとある。

そして、第五作は「悪たれ草紙」である。その二節を引く。

「昨年の何時頃であつたか「ジヤパン、メール」が、日本の判検事は、倫敦の「ポリス」よりも薄給なりと冷かしたことあつたが、新婦朝者も「裁判官の信用を保ち裁判の威厳を維持せんと欲せば、社会は之を優待せざる可からず」などと、暗に俸給を厚くせよといふやうなことを言つて居る、成程阿弥陀も金ほど光る今の世の中では、新婦朝者の意見は、天ツ晴上乘の政策かも知れんよ」

「司法部内に俊才を集める策は、俸禄を厚くするにありなどといふは、畢竟自分共のさもし根性から割り出した政策で、余りお褒め申すことでもないではないか、金や、爵位で骨のある人間が買へるものなら、「シーザル」も不慮の横死はせなんだであらう、「ナポレオン」も孤島の月によまい言いふやうなことはなかつたであらう、あらゆる人間を名と利の外に見ることを知らぬ奴サン共が、知ツたかぶりの建築は近頃感心できないではないか」

かくして、この第五作を最後に、『法学新報』誌上、七顛八起楼主人の随筆の掲載はすべて終る

のであるが、総じて、その快弁毒舌は痛烈な法曹界批判に徹していたということができようであろう。そして、どの作品も尋常ならぬ達識であり、才気煥発、滑脱自在の筆勢である。ただ、酬われぬもののひがみに似たものが機軸にあって、そこから吐かれる批判、毒舌は痛快であるけれども、若干八当たりめくか、引かれ者の小唄めくであろうか。

横山源之助のものなら、これほど自由奔放な文章は他にない。

これまで、ながながと点検を繰り返してきた。その結果、筆名七顛八起楼主人の考証においても、作品をめぐる状況においても、そして作品の内容からいっても、七顛八起楼主人が横山源之助でないという障碍はすこしも見出せない。このように、すべての磁針は横山源之助をぴったり指して、すこしの齟齬もないのである。かくなる上は、『法学新報』誌上の七顛八起楼主人を素直に横山源之助であると認定せざるをえないか。しかしながら、もう一つの、最後のハードルをどうしてものりこえてからでなければならない。

それは何か。

当時、横山源之助の位置は社会・労働問題研究者として第一人者であったばかりか、同時に開幕期労働運動の積極的指導者の一人であった。つまり、横山源之助の活動と発言が対社会的にもっとも革新的であったときなのである。そのような時なるがゆえに、社会的発言にかかわる箇所がないのは、どうもおかしい。

たとえば、明治三十一（一八九八）年四月十五日——『法学新報』に初めて随想を載せる八カ月前——『労働世界』第十号に、天涯茫茫生＝横山源之助が「法律家と社会問題」なる小論を載せ、こういつていたのである。

「我国の法律家と言ふを見るに、法廷に権利義務を争ひ、勝敗に意を専らにして、少しも世間と関係せざるは余輩常に法律家——特に弁護士諸君に対して遺憾に思ふ所なり」といい、「余輩は法律家諸君、現時学校に法律を学びつゝ、〔ある〕有為の士に法律家と社会問題の題目を^{ひっさ}提げて、眠れるが如き法律社会〔に〕新面目^{いだい}を出さんことを望むべし」といって、その論を締め括っていたことを想起さざるをえないのである。

もし、『法学新報』誌上、七顛八起楼主人の五篇の随筆のどこにであれ、片言隻句でもいい、いま引用した「法律家と社会問題」の趣旨に副う言節があるならば、私は即座に双手を挙げて、『法学新報』誌上の七顛八起楼主人は横山源之助であると断定できるだろう。ところがそのような社会的発言が、なぜか、どこにも見当たらないのである。私の逡巡は、いまやそのことのみにあるといっている。

しかしながら、裏返してかんがえてみれば、そのような言がないのは当然なのかもしれない。すなわち、苦杯を嘗め続けながら、なおも諦めない者たち、あるいは、これから栄光の狭き門へおしかけんとしている者たち——試験勉強一筋に専念していなければならない者たちへ、外から要らざる雑念を植えつけることになる、それがために、社会運動家であり、かつ総合雑誌的な想念下に生きる横山源之助の言がいかにも正論であったとしても、やはり自縛自制されねばならなかったのではないか。つまり、どの作品も、法曹界のみの論題に徹底されたのは、そのためではなかったか。その筆鋒がいかにも辛辣であったとしても。

法律専門学校の機関誌に書く、いわばその仁義、その自制、くわえて、わが身の失敗の顰に倣って。その上で、さらに論を前へ進めるなら、そういう禁欲主義的な自戒が限界に達し、自縄自縛に耐えられなくなる。そのために、その後、『法学新報』誌上から七顛八起楼主人がぶつりと姿を消すことになる、と。

そしてあたかも、最終稿のときが、明治三十三（一九〇〇）年五月、農商務省が大々的に行なわんとしたわが国最初の全国規模における工場労働者状態（『職工事情』）の調査に横山源之助が起用され、その大仕事にまさに着かんとする際であった。加えて調査終了後は、以前以上に労働者の解放運動に献身しようと決心していた。そういう事情のために、今更復縁でもなかった。そういうことではなかったか。

かくして、『法学新報』誌上の七顛八起楼主人が横山源之助であるか否か。中央大学と横山源之助の関係はこの側面からも検討されなければならない。そして、産業革命の意義をただ一人見抜き、『日本の下層社会』の完成や、『職工事情』の調査参画によって、わが国の初期労働者状態や経済状態を総合的に明らかにするという歴史的な難事業をなしとげ、そしてついには工場法制定に突破口をきりひらいた先駆者の軌跡に、意外な、新たな一頁を書きくわえることになるかどうか。

いずれにせよ、『法学新報』誌上の七顛八起楼主人が横山源之助であるか否かはおろそかにはできない、興味深い研究素材である。

いましばらく、断定は却けたい。

（たちばな・ゆういち 横山源之助研究家 元法政大学大原社会問題研究所所員）

これだけは知っておきたい労働法10

最新労働者派遣法Q&A

派遣労働のルールを正しく理解するために、66のQ&Aで徹底解説。

中野麻美＋浜村彰 編

執筆者

中野麻美(弁護士)、浜村彰(法政大学)、大場敏彦(流通経済大学)
武井寛(國學院大学)、沼田雅之(法政大学)、水野圭子(法政大学)

定価(本体1,600円+税) A5判並製 168頁

今日、派遣労働は職場の主要な働き方の一つとして急速な広がりをみせています。また労働者派遣法は、労働基準法と並んで働き方のルールを定めた重要な法律としての地位を獲得しています。本書は、このような労働者派遣法の最新の内容をできるだけわかりやすく、かつ実務的に役立つように、労働相談などを参考に、具体的な事例方式の問題を設定して、それに答えるかたちで解説しています。

旬報社 〒112-0015 東京都文京区目白台2丁目14番13号
TEL 03-3943-9911 FAX 03-3943-8396

E-Mail
info@junposha.co.jp